

埼玉県公立小学校校長会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、埼玉県公立小学校校長会と称し、事務所を会長指定の場所におく。

第 2 条 本会は、埼玉県小学校教育の振興を期するために、会員相互の連携を密にし、職能の向上、教育諸条件の改善及び会員の福祉増進を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育内容に関する事
- (2) 教育制度ならびに行財政に関する事
- (3) 教職員の地位及び待遇に関する事
- (4) 学校の管理運営及び調査に関する事
- (5) 教育振興の世論喚起に関する事
- (6) 教育情報の収集及び伝達に関する事
- (7) 組織強化に関する事
- (8) 会員の相互厚生に関する事
- (9) その他目的達成に必要な事業

第 2 章 組 織

第 4 条 本会は、埼玉県公立小学校長をもって組織し、南部、さいたま市、入間、比企、秩父、児玉、大里、北埼玉及び埼玉葛を地区とし、各地区に必要な班をおく。

第 3 章 役員及び職員

第 5 条 本会に、次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 5～8 名、常任理事若干名、理事若干名、幹事若干名、監事 4 名。

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務の企画及び執行並びに各地区の連絡に当たる。
- (4) 理事は、理事会を構成し、総会から委任された事項につき審議決定するとともに各班の連絡に当たる。
- (5) 幹事は、本部会に所属し、会務を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

第 7 条 役員の出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、会員中から理事会で選出する。
- (2) 理事は、各班毎に会員中から選出するほか、必要により、理事会にはかり会長が指名する。

- (3) 常任理事は、各地区毎に互選された理事及び各専門部長等をもって充てる。
- (4) 幹事は、理事会にはかり会長が委嘱する。
- (5) 監事は、会員中から理事会で選出する。
- (6) 理事及び常任理事の数は、別に定める。

第8条 役員の任期は、1か年とする。ただし、重任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問をおくことができる。

第9条 顧問は、会長が理事会にはかり委嘱する。

- (1) 顧問は、会長が理事会にはかり委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の要請に応じて随時意見を述べることができる。
- (3) 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、事務局長ほか必要な職員をおくことができる。

第 4 章 機 関

第11条 本会には、次の機関をおき、会長が招集する。

- (1) 総 会 (2) 理事会 (3) 常任理事会 (4) 本部会

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- 2 総会の議長は、会員中から選出する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 4 総会では、次の事項につき、審議、決定する。
 - (1) 会務報告ならびに決算の承認
 - (2) 事業計画ならびに予算の議決
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他、目的達成に必要な重要事項

第13条 緊急止むを得ない場合は、理事会をもって総会にかえることができる。

ただし、この場合は、次の総会に報告しなければならない。

第14条 理事会は、おおむね学期1回これを開き、常任理事会は、必要に応じ、随時これを開く。

第15条 本部会は、会長、副会長、幹事及び事務局職員をもって構成し、会務遂行上必要な企画、立案及び緊急事項の処理に当たる。

第16条 本会は、会務を処理するため、次の専門部を設ける。ただし、必要により特別委員会をおくことができる。

- (1) 研 修 部 (2) 人事対策部 (3) 給与対策部
- (4) 調 査 部 (5) 広 報 部

第17条 各専門部ならびに特別委員会の構成は、理事会で定める。

- 2 各専門部ならびに特別委員会の正副部長又は正副委員長は、理事会で選出する。

第 5 章 会 計

第 18 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第 19 条 本会の会費は、年額 18,000 円とする。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 補 則

第 21 条 本会の運営に必要な規程、細則等は、理事会において定める。

附 則

本会の会則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。（全面改正）

本会の会則は、昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。（会費）

本会の会則は、昭和 60 年 1 月 24 日から一部改正、施行する。（役員・機関）

本会の会則は、昭和 63 年 1 月 19 日から一部改正、施行する。（役員・機関）

本会の会則は、平成元年 3 月 7 日から一部改正、施行する。（役員・機関）

本会の会則は、平成 2 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。（会費）

本会の会則は、平成 11 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。（顧問）

本会の会則は、平成 12 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。（組織）

本会の会則は、平成 14 年 1 月 29 日から一部改正、施行する。（組織・役員）

本会の会則は、平成 25 年 1 月 23 日から一部改正、施行する。（組織・役員）

専門部及び特別委員会運営規定

第1条専門部は、常任理事会の議を経て、次の会務を執行する。

- 研 修 部
 - 1 会員の研修に関する事
 - 2 学校経営の諸問題についての調査研究に関する事
 - 3 「研究紀要」の編集・発行に関する事
- 人事対策部
 - 1 教職員人事の諸問題についての調査研究に関する事
 - 2 教職員人事の対策活動に関する事
- 給与対策部
 - 1 教職員給与の諸問題についての調査研究に関する事
 - 2 教職員給与の対策活動に関する事
- 調査研究部
 - 1 教育上必要な調査研究に関する事
 - 2 その他本会活動に必要な調査研究に関する事
- 広 報 部
 - 1 機関紙「会報」及び速報の編集・発行に関する事
 - 2 埼玉県公立小学校校長会ホームページの作成更新に関する事
 - 3 その他本会の目的達成に必要な広報に関する事

第2条専門部は、部員若干名をもって組織し、部長及び副部長をおく。

- 2 部長、副部長及び部員の選出は別に定めるところによる。

第3条学校教育の今日的課題に鑑み、次の特別委員会をおく。特別委員会は常任理事会の議を経て、次の会務を執行する。

教育課程委員会

- 1 教育課程編成実施上の諸問題についての調査研究に関する事
- 2 教育課程編成実施についての資料等の発行に関する事

人権教育委員会

- 1 人権教育推進上の諸問題についての調査研究に関する事
- 2 人権教育についての資料等の発行に関する事

生徒指導委員会

- 1 生徒指導推進上の諸問題についての調査研究に関する事
- 2 生徒指導についての資料等の発行に関する事

第4条特別委員会は、委員若干名をもって構成し、委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は、副委員長及び委員の選出は別に定めるところによる。

第5条正副部長会は、各専門部の正副部長及び各特別委員会の正副委員長をもって組織し、会務執行の連絡調整にあたる。

附 則

この規程は、平成元年3月7日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から一部改正、施行する。(同和教育→人権教育)

この規程は、平成15年3月5日から一部改正、施行する。(委員会名)

この規程は、平成25年1月23日から一部改正、施行する。(会務)